細 則 抜 粋

(目的)

第1条 本細則は専門学校 埼玉自動車大学校学則に基づき、教育実施に必要な事項を定める。

(修業年限等・・・・学則 第4条)

- 第2条 修業年限は次のとおりとする。
 - 1. 一級自動車整備科の修業年限は4ケ年とし、学科実習の履修時間の 合計は3,400時間以上とする。ただし、資格を受験する者は、自 動車整備士養成施設の指定等の基準(以下、「自動車整備士養成施設 指定基準」という)以上の時間を履修していること。 なお、1時間(限)は50分とする。
 - 2. 2年制一級自動車整備科の修業年限は2ケ年とし、学科実習の履修時間の合計は1,600時間以上とする。ただし、資格を受験する者は、自動車整備士養成施設指定基準の時間以上を履修していること。なお、1時間(限)は50分とする。
 - 3. 二級自動車整備科の修業年限は2ヶ年とし、学科実習の履修時間の合計は1,700時間以上とする。 ただし、其々の資格を受験する者は、自動車整備士養成施設指定基準の時間以上を履修していること。 なお、1時間(限)は50分とする。
 - 4. 総合車体整備科の修業年限は2ヶ年とし、学科実習の履修時間の合計は1,600時間以上とする。ただし、資格を受験する者は、自動車整備士養成施設指定基準の時間以上を履修していること。なお、1時間(限)は50分とする。
 - 5. カスタムボディ科及び自動車車体整備科の修業年限は1ケ年とし、 自動車整備士養成施設指定基準の時間以上を履修していること。 なお、1時間(限)は50分とする。

(休学・復学・・・・学則 第13条、第14条)

- 第7条 病気、その他やむを得ない理由により引続き1ケ月、またそれ以上 の欠席を要すると認められる者が休学を願い出た場合は、1年以内 に限り休学を許可することができる。
 - 1. 校長は教育上必要を認めた時は、1年以内に限り休学を命ずることができる。
 - 2. 休学者の復学期は翌期生とし、2月末日までに願書を提出し許可を得て手続きを済ませる。

(課程修了の認定・・・・学則 第19条)

第9条 本校学生は全科目を履修し、かつ試験に合格しなければならない。

(試験)

第10条 試験の種類は次のとおりとする。

- (1) 教程末試験・・・教科ごとに定められた学科、実習の終了時に行う試験をいう。
- (2) 学期末試験・・・1、2学期終了時毎に実施する試験をいう。
- (3)修了試験・・・修了年限を通じて履修科目について、その効果を評価する試験をいう。
- (4) 追 試 験・・・各試験において病気など、やむを得ない事情に より試験を受けることができなかった者に対し て行う試験をいう。
- (5) 再 試 験・・・各試験において不合格の科目のある者に対して 行う試験をいう。
- (6)特別試験・・・各再試験において不合格の科目のある者に対して行う試験をいう。

上記の規定にかかわらず、学期の中間において試験を行うことができる。

第11条 各学期の評価2以上となる科目は合格とし、単位を認定する。

第12条 称号証書は次のとおりとする。

- 1. 一級自動車整備科において、細則第10条及び第11条の規定により全科目の単位を認定され、3,400時間以上履修した者には、 高度専門士の称号証書を授与する。
- 2. 二級自動車整備科において、細則第10条及び第11条の規定により全科目の単位を認定され、1,700時間以上履修した者には、専門士の称号証書を授与する。

ただし、一級自動車整備科3年に転科する者は、これに該当しない。

第13条 規定の履修時間に不足する者については、特別授業時間を組み、補 講によって補わせることがある。

補講は正規の授業が終了したのち、及び休業期間中に行う。

(評価、進級、卒業認定等)

第15条 単位認定、卒業認定は次のとおりとする。

- 1. 成績の評価
- (1) 成績は下記項目の総合評価とする。
 - (イ) 日常学習状況
 - (ロ)課題学習報告(レポート、作品等)
 - (ハ) 試験(一斉試験、随時試験)
 - (二) 出席状況
- (2) 前号(1)にあげた評価の総合は次のとおりとする。

100点	8 0 %	教程末・学期末などの試験。 ただし試験評価できない教科については、これ に準ずるものとする。
	2 0 %	レポート・出席状況・学習状況等、多くの資料に基づいて評価する。

(3) 成績の評価は下記のとおりとする。

評 価	5	4	3	2	1
点 数	$100 \sim 90$	89~ 75	$74 \sim 65$	$64 \sim 50$	49~ 0

- (4) 各学期成績一覧表には評価点(100点満点)と評価(5段階)で記入する。
- (5) 指導要録に記入する場合は、各学期の評価の平均を記入する。

2. 単位認定

- (1)単位修得の認定は、科目ごと原則として90%以上の出席とする。
- (2) 5段階評価で「2」以上は、この単位を認定し、「1」は不認定とする。
- (3) 単位の認定は、教科・科目の担当者が行い、最終認定は校長が行う。
- (4) 認定できない者については、進級・卒業判定会議の審議を経て校 長が評価する。

3. 進級・卒業の認定

- (1) 進級・卒業の判定は、学年末の進級・卒業判定会議で審議し、その結果に基づいて校長がこれを認定する。
- (2) 卒業判定については、各試験に合格し、履修時数・教科、すべて を満たした者に限り卒業を認める。
- (3) 時間数不足者は補講により科目授業を補い、試験に合格したときは、進級の認定を行うことができる。
- (4) 一級自動車整備科の学生が3年次に進級する場合、二級ガソリン、 二級ジーゼル自動車整備士の両資格を取得していること。 ただし、一級自動車整備士資格を受験しないものは、この限りで はない。
- (5) 一級自動車整備科から二級自動車整備科に転科した者は二級自動 車整備科の規定を満たしていること。

4. 修了者の認定

- (1) 一級自動車整備科の学生が各試験に合格し、自動車整備士一種養成施設指定基準の履修時間数 (3,600時間) を満たした場合、その課程の修了証書を授与する。
- (2) 2年制一級自動車整備科の学生が各試験に合格し、自動車整備士 一種養成施設指定基準の履修時間数(1,800時間)を満たした 場合、その課程の修了証書を授与する。
- (3) 一級自動車整備科 2 年及び二級自動車整備科の学生が各試験に合格し、自動車整備士一種養成施設指定基準の履修時間数 (1,800時間)を満たした場合、二級の課程の修了証書を授与する。
- (4)総合車体整備科の学生が各試験に合格し、自動車整備士一種養成施設指定基準の履修時間数(900時間)を満たした場合、その課程の修了証書を授与する。
- (5)カスタムボディ科又は自動車車体整備科の学生が各試験に合格し、 自動車整備士一種養成施設指定基準の履修時間数 (900時間) を満たした場合、その課程の修了証書を授与する。

7. 追試験実施

- (1) 正当な理由で試験に欠席したものは、校長の承認を得て試験を受けることができる。
- (2) 事由
 - (イ) 医師の診断書の提出。
 - (ロ) 肉親の不幸、重病
 - (ハ) 天災又は交通機関の不通。
- (3) 手続き
 - (イ) 受験手続きは、担任・主任等を通し副校長又は校長の許可を 得て手続きをする。
 - (ロ) 許可を得た後、受験料を添え願書を提出し受験する。
- (4) 試験評価

その評価の最高は「4」とする。

- 8. 再試験の実施
- (1) 各試験の評価が不認定となった場合、校長の承認をうけ再試験を 受けることができる。
- (2) 再試験手続きは、追試験に準ずる。
- (3) 再試験の評価は、評価基準とは別にすべて「2」とする。
- 9. 特別試験の実施
- (1) 各再試験の評価が不認定となった場合、本人の願い出により校長 の承認をうけ、規定の補習授業終了後特別試験を受けることがで きる。
- (2) 補習授業は1科目当たり3時間以上とする。
- (3)特別試験手続きは、再試験に準ずる。
- (4)特別試験の評価は、評価基準とは別にすべて「2」とする。